

令和5年度(2023年度)
北海道アスベストセミナー 2023. 8. 25

特定粉じん排出等作業及び 北海道の取組について

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

説明概要

- **特定粉じん排出等作業について**
- **北海道におけるアスベスト対策の取組について**
- **その他**

特定粉じん排出等作業について

事前調査、説明、報告及び掲示

○ 事前調査の実施等【元請・自主施工者】

解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を実施

→ 調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明（元請のみ）

→ 調査結果の記録の作成と保存（解体等工事が終了した日から3年間）

→ 電子システムによる調査結果の報告（令和4年4月より）

→ 特定粉じん排出等作業の方法について下請負人への説明

→ 調査結果を解体等工事の場所に掲示

（掲示事項： 調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人代表者氏名、調査を終了した年月日、調査の方法、特定建築材料の種類）

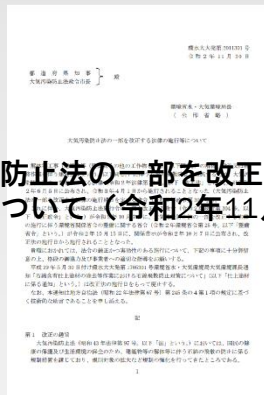
※「特定粉じん排出等作業」： 特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料）が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業。

※「解体等工事」： 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事。

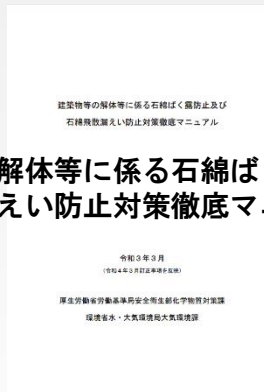
※「特定工事」： 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事。

特定粉じん排出等作業について

「建築物等の解体等工事」 に該当しない作業



大気汚染防止法の 施行等について(令和2年11月30日)



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバ等¹の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

・国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物並びに農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修等の作業

a 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項第 2 号に規定する外郭施設及び同項第 3 号に規定する係留施設

b 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設

c 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防設備

d 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設

e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

f 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設

g 鉄道事業法施行規則(昭和 62 年運輸省令第 6 号)第 9 条に規定する鉄道線路(転てつ器及び遮音壁を除く)

h 軌道法施行規則(大正 12 年内務省・鉄道省令第 9 条に規定する土工(遮音壁を除く)、土留壁(遮音壁を除く)、土留擁壁(遮音壁を除く)、橋梁(遮音壁を除く)、隧道、軌道(転てつ器を除く)及び踏切(保安設備を除く)

i 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁(塗装部分を除く。)、トンネル(内装化粧板を除く。)、交通安全施設及び駐車場(1(1)の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物(令和 2 年環境省告示第 77 号)に掲げる工作物を除く。)

j 航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン

k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設

l ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分

m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成 9 年通商産業省令第 11 号)第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分

n 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設(外郭施設、係留施設及び水域施設)

o 自衛隊の使用する船舶(防熱材接着剤、諸管フランジガasket、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く)

特定粉じん排出等作業について

事前調査、説明、報告及び掲示

○ 事前調査の調査者

令和5年10月1日以降に着工される解体等工事の事前調査は次のいずれかの資格者による調査が義務づけ

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者
- ② 一戸建て等石綿含有建材調査者
- ③ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ④ 令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

※ 令和5年10月1日以降に実施の調査ではないことに留意！

特定粉じん排出等作業について

届出

○ 元請業者への配慮【発注者】

発注者は、元請業者に対して、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮。

○ 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出【発注者・自主施工者】

届出対象特定工事においては、解体等工事の作業開始の日の14日前までに提出

（提出先）

- ・ 建築物等の所在地を所管する（総合）振興局保健環境部環境生活課
- ・ 大気汚染防止法政令市（札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市及び苫小牧市）においては、各市の環境行政担当部局

○ 特定粉じん排出等作業完了報告書【発注者・自主施工者】

解体等工事の作業完了時に提出（提出先は上記同）

※「届出対象特定工事」： 特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの。

特定粉じん排出等作業について

作業基準

○ 掲示等【元請・自主施工者】

調査結果及び作業方法等を工事現場に掲示 (42.0cm×29.7cm以上)

- ・ 調査結果の掲示内容：

元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など

- ・ 作業方法等の掲示内容：

届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

調査結果の写しを現場へ備え置き

○ 作業の方法【元請・自主施工者】

作業の種類に応じて作業基準を規定

- ・ 作業場の隔離、養生、出入口に前室の設置、作業場及び前室の負圧化
- ・ 集じん・排気装置の使用、特定建築材料の薬液等による湿潤化
- ・ 装置等の動作確認、作業内容の記録 など

○ 作業の記録の作成、報告及び保存【元請・自主施工者】

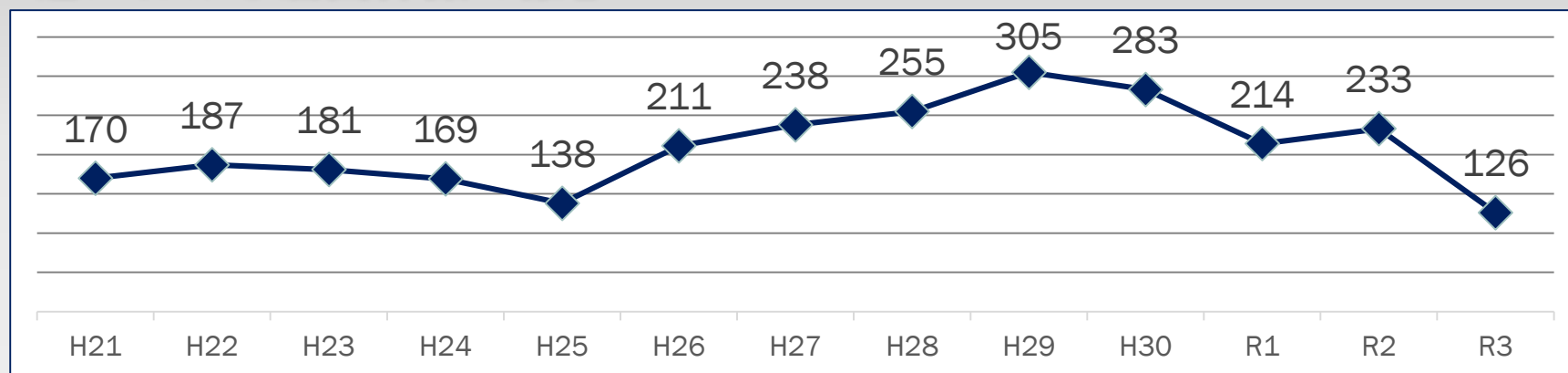
作業結果を発注者に書面で報告 (元請のみ)

作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存

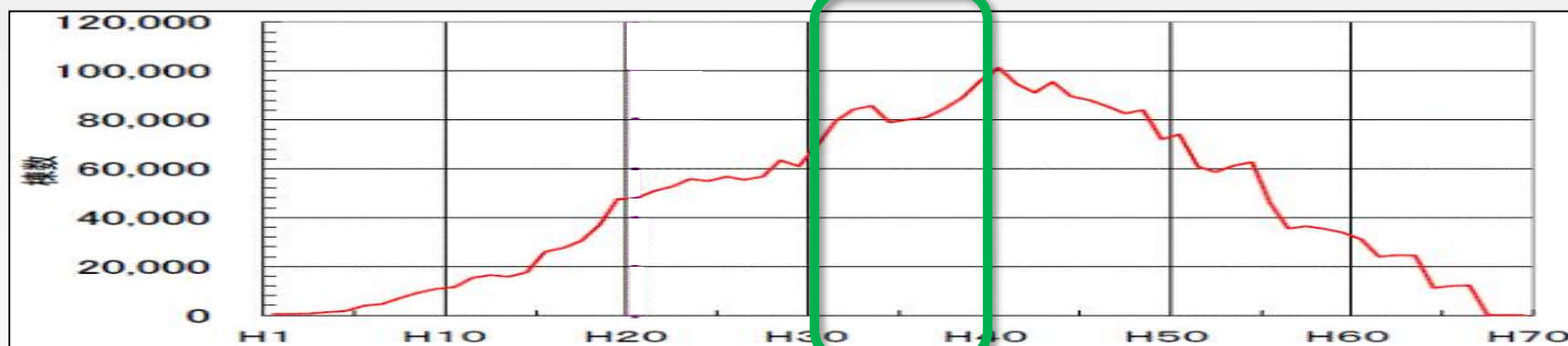
(特定工事が終了した日から3年間)

特定粉じん排出等作業について

道における届出件数の推移



石綿を含む可能性のある民間建築物の年度別解体棟数（推計）



<国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会資料>

特定粉じん排出等作業について

不適切な事例

- 工事の施工現場が届出書の添付図面と整合していない
- 隙間があるなど隔離措置が不十分
- 掲示板が設置されていない、設置場所が不適切、記載内容の不足
- 除去工事の際の養生漏れのため、アスベストが作業場外へ飛散
- 書面での事前調査は行ったが、現地での調査を行っていなかったため、解体時に書面に記載されていないアスベストを発見、工事中断

北海道におけるアスベスト対策の取組について

アスベスト (対策) に関する情報の公表、普及・啓発

<北海道アスベスト情報ポータルサイト>

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/asbest/asbest.htm>

- トピックス
- 北海道の取組
 - 北海道アスベスト対策ハンドブック
 - 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル
- 北海道のアスベスト指導指針等
- 吹付けアスベスト等使用状況調査結果
- 特定粉じん排出等作業実施届出書等（大気汚染防止法）
- Q & A
- アスベスト関係法令
- 健康被害対策状況
- 融資制度
- アスベスト相談窓口
- アスベストの点検、調査、測定・分析に関すること
- 吹付けアスベストの除去技術等



北海道におけるアスベスト対策の取組について

北海道アスベスト対策ハンドブック <令和元年(2019年)6月改訂>

第1章 アスベストに関する基本情報

第2章 本道におけるアスベストの現況と対策

第3章 アスベストに関する法規制及び行政指導

第4章 石綿健康被害への救済制度

第5章 総合的なアスベスト対策の取組

参考資料

北海道アスベスト対策ハンドブック

— 令和元年(2019年)6月改訂版 —

北海道

北海道におけるアスベスト対策の取組について

アスベスト対策に関する諸会議

○ アスベスト問題対策連絡会議（S62(1987)年9月設置）

道関係部局（道警本部を含む）により構成し、各機関の対応状況等についての意見交換や、今後の対策等を検討

※（H18(2006)年からH25(2013)年までの間、知事を本部長とする「アスベスト対策本部」設置により休止）

○ 北海道アスベスト問題連携会議（H17(2005)年8月設置）

国、道、市町村、関係団体により構成し、アスベスト対策に関する意見・情報交換を通じて関係機関が連携を図る

北海道におけるアスベスト対策の取組について

吹付けアスベスト等の使用状況・措置状況調査

- 平成17(2005)年にアスベストによる健康被害（クボタショック）が大きな社会問題となったことを受け、道内の吹付けアスベスト等の使用状況調査を実施



- 調査対象施設：道有施設、市町村有施設、教育施設、病院・社会福祉施設、民間建築物
- 調査結果を「アスベスト台帳」として整理し、以降、毎年度、除去等の措置状況を確認し、調査結果をホームページ等により公表



- 平成30(2018)年から、道有施設におけるレベル2の使用状況・措置状況の調査を開始

北海道におけるアスベスト対策の取組について

吹付けアスベスト等の使用状況・措置状況調査（令和4（2022）年3月末現在）

北海道における吹付けアスベスト等（レベル1）使用確認調査結果

＜アスベスト問題対策連絡会議調べ＞

（令和4年（2022年）3月31日現在）

区分	対象施設 (うち報告数)	吹付けアスベスト等(レベル1)の使用確認施設の状況						
		確認施設数 計	H17(2005) ～ R3(2021) 除去済 施設数 計	令和4年(2022年)3月31日現在使用施設		評価A又はB 措置計画		評価C
			使用施設数 計	(a)	R4実施 (予定)	計画中		
						(g)	(f)	
(a)	(b)=(a)+(d)	(c)	(d)=(a)+(f)	(e)	(g)	(f)	(f)	
道有施設 {※独立行政法人に移行した 旧道有施設を含む}	4,019 (4,019)	101	72 (1)	29	0	0	29 (8)	
市町村有施設	13,749 (13,749)	618	362 (11)	256	3	0	3 (148)	
教育施設	18,792 (18,792)	575	235 (4)	340	1	0	1 (136)	
病院・社会福祉施設	5,668 (5,668)	143	78 (4)	65	4	0	4 (37)	
民間建築物	19,324 (18,175)	1,111	384 (5)	727	120	0	120 (202)	
合計	61,552 (60,403)	2,548	1,131 (25)	1,417	128	0	128 (531)	

- ① 確認施設は、令和4年(2022年)3月31日現在で吹付けアスベスト等(レベル1)の使用又は除去が確認された施設数
- ② (c)欄下段の()は、令和3年度(2021年度)中に吹付けアスベスト等(レベル1)が除去された施設数
- ③ (f)欄下段の()は、評価Cのうち封じ込め又は囲い込みの措置がとられた施設数
- ④ (g)欄は、措置内容を検討中又は令和4年度(2022年度)以降に措置を予定している施設数
- ⑤ 措置とは、「除去」、「封じ込め」又は「囲い込み」の措置(工事)をいい、「除去」の場合は(c)欄に計上「封じ込め」、「囲い込み」の場合は(f)欄に計上
- ⑥ 調査対象は、平成8年(1996年)以前に竣工した建築物
ただし、民間建築物については昭和31年(1956年)から平成元年(1989年)までに施工された概ね500㎡以上の建築物を対象
- ⑦ 確認された吹付け材等の状態の評価(A・B・C)の区分は次のとおり
A: 吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が全体に損傷している
B: 吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が部分的に損傷している
C: 吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、囲い込み材に全く損傷が見られない

道有施設等における煙突用断熱材(レベル2)使用確認調査結果

＜アスベスト問題対策連絡会議調べ＞

（令和4年（2022年）3月31日現在）

区分	対象 施設数 (a)	H30(2018) ～ R3(2021) 除去済 施設数 (b)	対象 煙突数 (c) =d+(e)	H30(2018) ～ R3(2021) 除去済 煙突数 (d)	残 煙突数 (e) =(f)+(g)+ (h)=(i)+(j)+(k)	状況						未 点 検 (l)
						通常 (f)	要 観 察 (g)	劣 化 ・ 損 傷 あり (h)	国 道 指 置 済 (i) =(j)+(k)	(囲込材)		
										通常 (j)	劣 化 ・ 損 傷 あり (k)	
知事部局	86	20	100	25	75	46	13	2	14	14	0	0
教育庁	111	41	181	87	94	0	0	0	94	94	0	0
企業局	6	0	11	0	11	11	0	0	0	0	0	0
道営本部	57	3	72	4	68	44	15	0	9	9	0	0
道総研	7	0	8	0	8	5	1	0	2	2	0	0
計	267	64	372	116	256	106	29	2	119	119	0	0

- ① (a)対象施設数は、令和4年(2022年)3月31日現在でアスベストを含有する建材(レベル2)の使用又は除去が確認された施設数で、アスベスト含有の有無が不明であるものも含む。
- ② (b)除去済施設数は、対象施設内のすべての煙突において、アスベスト除去が完了した施設数を示す。
- ③ (c)対象煙突数は、令和4年(2022年)3月31日現在でアスベストを含有する建材(レベル2)の使用又は除去が確認された煙突数で、アスベスト含有の有無が不明であるものも含む。
- ④ 道立病院局及び(地独)札幌医科大学においては、当該調査対象の施設(煙突)なし。
- ⑤ アスベスト分析調査により、知事部局の対象施設114施設のうち28施設において、アスベスト含有なしと判明したことから、令和4年(2022年)3月31日現在の対象施設数は86施設。
- ⑥ 知事部局の「劣化・損傷あり」の煙突(2本)については、令和4年度(2022年度)に除去済み。

北海道におけるアスベスト対策の取組について

アスベストに関する指導指針・点検マニュアル

○ 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (H18(2006)年2月制定、H19(2007)年3月改定)

(目的) 市町村有の建築物及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し、必要な事項を定めることにより、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図る

○ 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル <第3版>

(H28(2016)年11月策定、R2(2020)年6月改訂)

(目的) 道有施設の施設管理者が、その管理する施設で使用されている石綿含有保温材等の劣化、損傷等の状況を的確に把握し、速やかに必要な措置等を講じることにより道有施設使用者等の安全を確保するため、点検等の実施に必要な事項を定める

北海道におけるアスベスト対策の取組について

建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (1/4)

平成18年2月17日制定(平成19年3月28日改定)

1 目的

この指針は、市町村有の建築物及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 定義

この指針における用語の定義は次に定めるところによる。

(1) 「吹付けアスベスト等」

吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石(バーミキュライト)、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け及び折板裏打ち断熱材で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

(2) 「吹付けひる石等」

吹付けひる石(バーミキュライト)、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付けで、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

(3) 「除去」

吹付けアスベスト等を全て除去して、他のアスベストを含有しない建材等に代替する方法。

(4) 「封じ込め」

吹付けアスベスト等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は、吹付けアスベスト等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより発じんを防止する方法。

(5) 「囲い込み」

吹付けアスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含有しない建材で覆うことにより、粉じんを室内等に発散させないようにする方法。

北海道におけるアスベスト対策の取組について

建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (2/4)

(6) 「利用頻度の高い場所」

人の出入りが多く、常時使用する場所(例:病室、教室、事務室、店舗、図書室、会議室、廊下、階段、給湯室など)。

(7) 「利用頻度の低い場所」

人の出入りが少ない場所(例:倉庫、機械室、電気室、非常階段など)。ただし、その場所に常駐する者がいる場合は(6)に含む。

(8) 「多数の道民が使用し、又は利用している建築物」

劇場、映画館、集会場、学校、病院、百貨店、店舗、社会福祉施設など

3 道の役割等

道は、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図るために、適切な指導、助言を行うとともに、必要な情報を提供するほか、相談に応ずるものとする。

4 市町村との連携協力

道は、市町村に対し、吹付けアスベスト等の飛散を防止するために必要な措置を講じるよう助言等を行うとともに、緊密に連携して施策を推進するよう努めるものとする。

5 建築物の所有者等がとるべき措置等

(1) 建築物の所有者等は、当該建築物における吹付けアスベスト等の使用の有無を把握し、使用されているアスベストの粉じんの飛散を防止するための措置を講じるものとする。

(2) 多数の道民が使用し、又は利用している建築物の所有者等は、多数の者の利用に供する部分(以下「供用部分」という。)で吹付けアスベスト等が確認されている場合は、その状況を公表するよう努めるものとする。

(3) 建築物の所有者等は、道が実施する調査等に協力するものとする。

北海道におけるアスベスト対策の取組について

建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針 (3/4)

6 指導事項

道は、建築物の所有者等に対し、次の事項について指導等を行うものとする。

(1) 調査

建築物の所有者等は、建築物内の吹付け材の有無について、当該建築物の建築年次による判断や設計図書などにより調査を行うとともに、吹付け材が存在する場合は、アスベストの含有等について調査を行う。

(2) 措置

ア 建築物の所有者等は、吹付けアスベスト等が確認された場合は、その表面の状態から次により判定をし、措置を講じるものとする。

判定	内 容
A	吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が全体に損傷している。
B	吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が部分的に損傷している。
C	吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、囲い込み材に全く損傷が見られない。

イ 判定ごとの措置の内容は、次に定めるところにより決定するものとする。

判定	措 置 内 容
A	早急に除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
B	速やかに除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
C	当面、定期点検を実施しながら使用を継続して差し支えないが、必要に応じ、室内環境調査を実施し、将来的には、計画的に除去を実施すること。ただし、吹付けひる石等については、当面、定期点検を実施するとともに、必要に応じ、室内環境調査を実施しながら使用を継続して差し支えないものとする。

北海道におけるアスベスト対策の取組について

建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針（4/4）

ウ 判定の結果、アスベストの飛散のおそれがある場合（判定A及びBの場合）、除去等の措置を講ずるまでの間、当該建築物の利用状況に応じ、室の使用を停止又は制限するなどの対策を講ずるものとする。

(3) 維持管理

建築物の所有者等は、除去が行われるまでの間、次により定期的に点検を行い、適切に維持管理を行うものとする。

ア 利用頻度の高い場所については、概ね3カ月に1回、利用頻度の低い場所については、6カ月に1回、吹付け材の表面の状態を定期的に点検し、別紙に記録すること。

イ 点検により吹付け材の表面の状態に変化があった場合は、(2)により再度判定を行い、適切な措置を講ずること。

ウ 点検の際は、室内環境調査を年1回程度実施するよう努めること。

7 吹き付けアスベスト等の措置状況の調査

道は、吹き付けアスベスト等の措置状況を把握するため、毎年度定期的に調査を実施し、その結果を公表するとともに、把握した内容を別に定めるアスベスト台帳に記録するものとする。

8 多数の道民が使用し、又は利用している建築物に関する指導

(1) 道は、多数の道民が使用し、又は利用している建築物において、供用部分に吹き付けアスベスト等が使用され、かつ飛散のおそれが著しいと認めるときは、期限を定めて所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう指導するものとする。

(2) 道は、前項の指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

9 関係法令等の遵守

建築物の所有者等は、吹き付けアスベスト等の使用されている建築物の維持管理、解体改修に当たっては、大気汚染防止法、

建築基準法、石綿障害予防規則など関係法令等に定める基準、届出、報告等に関する事項を遵守するものとする。

附則 この指針は、平成18年2月17日から施行する。

この指針は、平成19年3月28日から施行する。